

中央会の主な事業等活動予定 (6月)

平成25年5月22日現在

月日	曜日	内 容	担当部署
■ 中央会			
6/20	木	専門委員会 時間：午後3時～ 場所：ホテルポートプラザちば	総務部 ☎ 043・306・3281
■ 中小企業連携組織対策事業			
6/3	月	連携組織活性化研究会 対象：松戸ビル管理業（協）	商業連携支援部 ☎ 043・306・3284
6/12	水	連携組織活性化研究会 対象：茂原卸商業団地（協）	商業連携支援部
6/13	木	組合後継者等育成事業（青年部交流会） 対象：千葉県中小企業団体青年中央会	工業連携支援部 ☎ 043・306・2427
6/19	水	連携組織活性化研究会 対象：千葉県旅館ホテル生活衛生同業組合	商業連携支援部
6/19	水	連携組織活性化研究会 対象：北総フード研究会	工業連携支援部
6/24	月	連携組織活性化研究会 対象：松戸ビル管理業（協）	商業連携支援部
6/25	火	組合等新分野開拓支援事業 対象：（協）佐原信販	商業連携支援部
6/25	火	組合後継者等育成事業（中小企業組合士交流会） 対象：千葉県中小企業組合士会	工業連携支援部
6/26	水	組合等新分野開拓支援事業 対象：船橋機械金属工業（協）	工業連携支援部
6/28	金	組合後継者等育成事業（女性経営者等交流会） 対象：千葉県中小企業団体レディース中央会	工業連携支援部
■ 組合等基盤強化事業			
6/7	金	組合事務局強化事業 対象：会員組合	工業連携支援部
■ 団体等運営支援事業			
6/7	金	千葉県中小企業団体事務局責任者協会 組合運営・企業経営研究会	工業連携支援部
6/11	火	千葉県共同店舗協議会 通常総会 時間：午後3時20分～ 場所：京葉銀行文化プラザ	商業連携支援部
6/13	木	千葉県中小企業団体青年中央会 通常総会 時間：午後3時～ 場所：三井ガーデンホテル千葉	工業連携支援部
6/21	金	千葉県商業協同組合協議会 通常総会 時間：午後4時30分～ 場所：千葉市美術館	商業連携支援部
6/27	木	千葉県中小企業組合士会 通常総会 時間：午後3時30分～ 場所：千葉市生涯学習センター	工業連携支援部
6/28	金	千葉県官公需適格組合受注促進協議会 通常総会 時間：午後3時30分～ 場所：TKP ガーデンシティ千葉	商業連携支援部
6/28	金	千葉県中小企業団体レディース中央会 通常総会 時間：午後2時30分～ 場所：京葉銀行文化プラザ	工業連携支援部

～自己変革を遂げて躍動する中小企業・小規模事業者～

中小企業白書 (2013年版) 公表

経済産業省中小企業庁は、「平成24年度中小企業の動向」及び「平成25年度中小企業施策」（いわゆる『中小企業白書』）をとりまとめ、4月26日の閣議決定を経て公表されました。

第1部では、2012年度の中小企業の動向について分析し、第2部では、自己変革を遂げて躍動する中小企業・小規模事業者の取組や課題についての分析を行っています。

また、今回の白書は、1964年に第1回白書が発表されてからちょうど50回目の節目にあたります。過去の白書の記述に基づいて、中小企業について、取り巻く環境、直面する課題、期待される役割等の半世紀にわたる変遷を明らかにするものとなっています。

中小企業白書は、中小企業の状況や流れを追う上での必読の書となっておりますので、経営判断の情報収集としてぜひご活用ください。

◎詳細は、中小企業庁HPをご確認のうえ、ぜひ一読ください。

このコーナーでは、連携組織の活性化に意欲的に取り組む県内の組合事例等をご紹介します！

事業の概要

補助事業名	平成24年度連携組織活性化研究会			
対象組合等	松葉町商店会（協）			
	▼組合データ			
	理事長	齋藤 敏文	住所	柏市松葉町 3-22-1
	設立	平成2年6月		サンハイツ松葉D号
	会員	23人（平成24月5月現在）	業種	小売業、飲食店中心の異業種
テーマ	商店街マップの魅力向上のための検討会			
担当部署	千葉県中小企業団体中央会 商業連携支援部（Tel. 043-306-3284）			
専門家	中小企業診断士 片岡 由美			

背景と目的

松葉町商店会は、「松葉町ふるさと祭り」開催への協力を始め、好ましい散歩環境を有している地域の情報を紹介した「ほっこり散歩道マップ」作成など、常に地域コミュニティ活性化を意識しながら活動してきた商店街である。

平成23年1・2月には、商店街マップを作成する目的で、2回の勉強会（各2時間）を実施した。

テーマは『地元のお客様に着実に伝わるお店の魅力表現方法』である。講義とワークを織り交ぜ、商店街メンバー同士の意見交換を活発に行い、マップづくりの下地を整えた。

しかし、東日本大震災の発生により、平成23年度中に予定していたマップづくりは延期となった。

今回改めて実施することになった勉強会は、震災後に明らかに変化した消費者心理への対応、より商店街と地域との絆を深めること、各個店が自店の魅力を具体化することを重点項目とした。

そして、その成果を新たな商店街マップに反映させるといった目的で3回の勉強会を開催した。

事業の活動内容

①『住民にとって魅力的な商店街マップ』を話し合う

第1・2回の勉強会では、小田原錦通りイラストマップ（神奈川県）や、はすね・ほっとマップ（東京都板橋区）などの他商店街のマップを参考に、マップ作成の方向性を参加メンバーで検討した。マップを受け取るターゲットは、地域住民。特に新規住民で、まだこの地域や松葉町商店会に馴染みのない人と設定した。

そして、ワークショップ形式でグループ毎に「魅力的な商店街マップとは」を話し合い、模造紙にまとめて発表した。全体の方向性は、以下のように集約した。



（第1回勉強会・ワークショップの様子）

【松葉町商店会マップの方向性】

- ・以前の『おさんぽマップ』を展覧させ、地域情報やお店の特徴を伝えるマップを作成する
- ・自然豊か、安全で住みやすい地域にある松葉町商店会の特徴と、恵まれた地域環境や生活情報をふんだんに盛り込む
- ・経営者の人柄やお店の特徴を発見するような内容を盛り込む

そして、商店街が位置する通り沿いには春には桜並木を楽しめるイベントがあること、ケヤキ並木はお散歩に最適であることなど、長年住んでいるからこそ提供できる地域情報や商店の位置を模造紙に描いていった。



（地域情報を書き込んだ手描きマップ）

②「こんな人」「こんなわたしが」 「このように提供」を文章化

次は、自店のお勧めシート作成に取り組んだ。

「こんな方にイチオシのお店です」の欄には具体的に喜ばせたいお客様像を記載。

・「今の自分、家族の写真を残したい方」（写真館）

・「脂質が気になる人、塩分が気になる人」（飲食店）など。

「もしかして自分のこと!？」と思わず身を乗り出すフレーズを考えていった。

「〇〇店の顔です」の欄には、「わたしだけが知っているわたし」という視点で自分の趣味や性格、特技などを記載。ここでは思いがけないほど多彩な経営者像が噴出した。

・「オートバイ命・単車のエンジンばらし・組立出来ませす!」（飲食店経営者）

・「元アパレルデザイナー、料理を作るスピードNo.1」（ファンシー雑貨販売）など。

聞いてみないとわからない、顔なじみの商店街の人も知らなかったような人物情報が集まった。

「商品・サービスの特徴」では、

「こんなところがいいんです」という視点で記載。

こうして、「だからあなたから買いたい」を訴求するシートを作成していった。

事業の成果

今回の成果は、勉強会のプロセスで検討したことを、その後「ウォーキングマップ」という形で商店街の手で完成させたことである。

当初考えていた内容を全て盛り込むことはできなかったものの、松葉町商店会の位置する「ほっこり散歩道」を歩いて知ってもらい、楽しめるマップに仕上がっている。

全長84センチ（表裏印刷）の折りたたみ式マップには、2つのウォーキング・コースが記されている。北柏駅スタートの「エネルギーギッシュにウォーキング・ワクワクルート」（約9km+オプショナルコース約0.5km）、そして、柏卸売市場前スタートの「ほっこり・ゆったりルート」（約3km+オプショナルコース約2.5km）である。

8つのバス停を目印にそれぞれ距離を表記して、マップを片手にウォーキングすれば、どんな風景

や公園などが見えてくるのか、どんなお店がどこに並んでいるのか、どれくらい歩いたのかがわかるなど、いろんな工夫が詰まっている。



「ワクワクルート」は北柏駅周辺を楽しんでスタートするコース

今後の事業展開・展望

3千部印刷したウォーキングマップは、会員店舗で配布していくほか、イベントなどでも配布され、人々の手に渡っていく予定だ。さらに、今回盛り込むことができなかった内容についても、別途、各店舗でチラシに反映したり、商店街HP等での情報提供に活用されたりなど、さまざまに活かされていくことだろう。（片岡由美）



「ほっこり・ゆったりルート」はケヤキ並木や桜が楽しめるコース

テーマ ものづくり

組合員の既存技術を活かしオリジナル製品の開発に取り組む

東日本プラスチック製品加工協同組合

組合青年部のメンバーが中心となって、災害時に適した折りたたみ式の貯水タンクを商品化。災害時に役立つ防災用品として高い評価を得るとともに、組合員の技術力を内外に示した。

背景と目的

塩化ビニールを始めとしたプラスチック素材の加工業者である組合員は、それぞれ高い技術力を有しているものの、現在はOEM生産が主体となっている。海外の廉価品との競争が激しくなるなかで、OEM発注先からの値下げ要請が続くなど、組合員の経営環境は厳しさを増している。組合員は新たな販路の開拓や下請依存の現状を改善することの必要性は認識していたが、単独での取組みには限界があった。こうしたことから組合員の技術を活かしたオリジナル製品を組合で共同開発し、組合員の技術

力をPRすることでビジネスチャンス創出を図ることとなった。

事業・活動の内容

オリジナル製品の開発に当たっては、青年部のメンバーが中心となって取り組んだ。「防水性の高い塩ビシートの特性を活かし、既存技術を活用することで開発コストを抑えつつ、組合員の技術力をPRできる今までのない製品」をコンセプトとして、製品開発に取り組んだ結果、折りたたみ式の貯水タンクの商品化に成功した。なお、事業計画の策定に際しては東京都中央会のグループ戦略策定支援特別対策事業、試作品開発については東京都立産業技術研究センターのオーダー開発支援事業をそれぞれ利用した。

活動の成果

「貯タンくん」と命名した貯水

タンクは、購入した自治会組織等への売込みに成功したほか、東日本震災以降、様々な方面より引き合いを得ている。また、日本ビニル工業会が開催する「塩ビものづくりコンテスト」において優秀賞を受賞し、業界からも高い評価を得た。

今回の共同開発の成功により、組合員の持つ加工技術がアイデア次第で更なる発展性を秘めていることを内外に示すこととなり、今後の製品開発の取組みにも弾みがついたといえる。

さらには、組合青年部という次世代の組合員が主体となつて一つの目標に向かって協力し、成功を収めたことは、自信とモチベーションの向上に繋がっただけでなく、組合への帰属意識も高め、将来において組合をリードする人材を育てる結果となったことも大きな成果となっている。



▲（貯タンくん）持ち運び時



▲（貯タンくん）使用時

東日本プラスチック製品加工協同組合

住所：〒103-0004
東京都中央区東日本橋2-24-7
設立：昭和27年6月
出資金：3,390千円
電話：03-3861-6544
URL：http://www.toupla.jp/
業種：プラスチック製品加工業
会員：24人
組合専従者：1人（うち専従理事1人）

組合 Q & A

選挙と選任の違いは？

会社法では「役員は株主総会の決議によって選任する」、組合関係法には「役員は総会において選挙する」とある。選挙と選任の違いは何か

株主総会では、一般に役員を選挙によらず(※)候補者原案を多数決で議決します。あらかじめ役員会などで新役員のリストを作成し、総会でその原案が可決されれば役員を選任は終わります。

しかし、中協法は基本的に「選挙」することになっています。選挙の方法は、無記名投票です。

無記名投票によって選挙を行えば、少数派からも役員を選ぶことができます。株式会社のように過半数の議決で選任するのでは、多数派が全役員を占めることが可能になります。それを防ぎ、より民主的に役員を選ぶために、組合では選挙を原則としています。いずれにしても「選挙」は無記名投票、「選任」は多数決ということなのです。

組合の選挙制度は、候補者を立

てず誰に投票してもよい自由投票制と、立候補者を募る立候補制の二つに分けられますが、自由投票制では「指名推選制」との選択規定が認められています。

「指名推選制」は、議場の全員の同意を得て行われるものです。少数派からの役員の選出に配慮しつつ、簡便かつ民主的に役員を選べる制度です。定款には自由投票制の規定の場合だけ指名推選制の併用が認められていて、いずれかを議場で選択することになります。

自由投票制にしても立候補制にしてもオープンな選挙方法で、少数派からも役員を送り込めるよい方法ですが、次のような欠点があります。①手数がかる、②各自の得票数が明らかになるので心理的に重い、③組合員数が多くなるに誰に投票してよいかわからない。これらの欠点を補うために指名推選制が設けられています。一人でも反対者がいると自由投票をしなければならぬので、終わるまで不安です。

そこで「選任制」が昭和五五年の法改正により実現しました。選挙は煩わしい、指名推選制は一人の反対者でできない、この両制度

の欠点を補う制度として誕生しました。組合員数の多い組合のための指名推選制に代わる制度と考えられています。

事前に推選会議で審議した役員候補を理事会にはかつたうえで総会にかけ、多数決で議決するので。株式会社「選任」ほど簡単ではありませんが、総会当日の議場では、スムーズに役員の選出が進む制度です。

(※)会社法第三四二条には累積投票が規定されているがこの規定でも、議決権行使という言い方をしている「選挙」という言葉は使っていない。

ポイント

★ 組合は「選挙」、株式会社は「選任」

★ 「選挙」の基本は無記名投票

★ 「選任」は候補者原案を多数決で議決

中小企業組合理事のための Q & A

清水透著・2010年5月25日(新訂) 第1版第1刷発行より転載。

● ◎ご購入のお申込み等、図書についての詳細は全国中小企業団体中央会のホームページをご参照下さい。(トップページ▽中央会の出版刊行物)

組合士検定にチャレンジ!!

Q. 加入・脱退、出資・持分に関する正誤問題です。

【第1問】新たに組合に加入の申出があった場合は、総会で承認しなければならぬ。

【第2問】加入申込があった場合、組合がそれを承諾するかしないかは、組合の自由な判断による。

【第3問】組合は、加入申込者に対しては、その時の財務状況により、出資金の割り当てを増減することができる。

【第4問】組合への加入は、原子加入と持分承継加入の2つに分けられ、持分承継加入は相続加入と持分譲受加入の2つに分かれる。

《解答》【第1問】×(新規加入者は、組合の承諾を得る必要がある。その承諾は、業務執行の範囲と考えられ、理事会の決議でよいとされている。したがって、総会の承認は必要ない。※協業組合では、加入は総会の特別議決事項である。)【第2問】×(新規加入者の承諾は、組合が自由に行えるわけではない。拒否する場合には「正当な理由」が必要になる。正当な理由としては、組合の共同施設の稼働状況がいつばいで、新規加入者を許さない状況にある場合などが考えられる。)【第3問】×(組合は、新規の加入者に対して現在の組合員が加入したときよりも困難な条件を付すことは許されない。したがって、出資金の割り当てをその時の財政状態により増減することはできない。)【第4問】○

テーマ

自社開発の自動車積載補助器具の現場導入による自動車修理受注拡大

千葉県自動車整備商工組合 組合員企業

株式会社吉井自動車工業

本会では、「中小企業新事業活動促進法」に基づく中小企業者の「経営革新」への挑戦、取り組みを支援しています。

このコーナーでは、本会の会員組合の中から、自社の創意と熱意が込められた「経営革新計画」の策定にチャレンジし、千葉県知事から承認された企業事例をご紹介します。

経営革新計画とは？

「経営革新計画」とは、「中小企業新事業活動促進法」に基づき、中小企業者が作成する、新商品の開発や新たなサービス展開などの取り組みと具体的な数値目標を含んだ3年から5年の「ビジネスプラン」のことです。この計画を千葉県に申請して承認を受けると、政府系金融機関の低利融資、信用保証の特例、特許関係料金減免の他、ちば中小企業元気づくり助成事業（市場開拓助成／新商品・新技術・特産品等開発助成）等の対象となります。

申請のついでに？

当社は昭和43年に個人企業「吉井鍍金塗装

工業」として創業しました。昭和45年に「有限会社吉井鍍金塗装工業」として法人化し、その後は株式会社への組織改編と事業拡張等に積極的に取り組み、現在、自動車販売、車検・整備・板金・塗装、レンタカー事業等自動車関係の事業を幅広く展開しています。今回の新たな取り組みで更なる経営向上を図りたいと考え、経営革新計画の申請に至りました。

テーマ及び内容は？

1. テーマ

『自社開発の自動車積載補助器具の現場導入による自動車修理受注拡大』

2. 計画期間

▽平成24年4月～平成27年3月（3年計画）

3. 内容

40年以上に及ぶ事業経歴で培った鍍金加工の技術を活かして当社が独自に開発した、現場での実用性に長けた、自力走行が不能な事故車である自動車積載補助器具（独自開発のトレッカー）を自動車の搬送現場に導入することで、これまでの自動車修理受注のチャンスロス解消する計画です。従来品トレッカー

が現場で全くと言ってよいほど使用されない原因を商品タイプごとに整理、把握し、試行錯誤を繰り返して実用化の目的を立えました。

新たな取り組みの特徴は？

当社は、足回りの損壊（タイヤの脱落、車軸の変形など）により、自力走行が不能な事故車「不動車」修理の能力を充分に有しているにもかかわらず、実用的なトレッカーを所有していないために、多くの発注を断ってしまう結果となっていました。

そこで当社は、このチャンスロスを解消するため、市販品の欠点を解消したトレッカーを独自に開発することとしました。具体的には次の工夫を施しています。

① トレーの形状

ほとんどの車種を載せられ、かつ、ウインチでの引き上げ作業中にも不動車の車輪が滑り落ちることのない高い安定度を保てる汎用性の高い形状とするため、半径、曲がり具合、鍍金の幅の調整に注力しました。

② トレーと補助輪との接続部の溶接強化等

自動車の重量負荷に耐え、かつ、ウインチ



▲ 当社自作トレッカー
(事故車搬送時、積載車で搬送する際に非常に便利)

での引き上げ作業時にかかる牽引力に耐えるよう、トレーと補助輪との接続部の溶接を強化しました。併せて、トレッカーの車輪を可変方向タイプとすることで、方向転換をできるようにしました。

③チューブ式でない車輪の採用等
補助輪のエア抜けに対応するため、チューブ式でない車輪(ゴム樹脂の塊)を採用しました。また、補助輪の半径を従来品の2倍以上とすることで、地面に段差のある場所でも移動しやすくしました。補助輪の半径を大きくすることで、より大きな段差に乗り上げられるようになります。

不動車搬送現場で実用できるようにするため、試行錯誤を繰り返して、今般、当社の独自トレッカーを現場に導入できる目処が立ちました。約1年間に及ぶ現場試用で一度も不具合を生じていませんので、安全性も実証できていると考えています。独自トレッカーの現場導入により、当社は不動車修理におけるこれまでのチャンスを解消することができ

ます。
(不動車積載補助器具)

今後の事業展開は？

本計画を社内に浸透させることで受注件数を拡大に向けて士気を高めます。

また、自動車保険会社等に当社の取り組みをアピールするなどして不動車修理の受注件数を拡大を進めます。自動車保険会社は、不動車の修理を依頼できる自動車修理業者を探し求めている(レッカー車も実用に耐えるトレッカーも所有していない修理業者が多いため、不動車の修理は請けてもらえない。)ので、当社の取り組みは自動車保険会社のニーズに合致します。

このため、自動車保険会社を対象として積極的な販売促進活動を展開することで、確実に不動車の修理を獲得できます。

当社独自トレッカーについて意匠権を取得して開発利益の確保に努めます。

社長さんの一言

レッカー車が無いとロードサービス会社では無いという事を様々な所で言われてきました。そのような中で当社は資金的にも12百万のレッカー車を購入する余裕が無く、いかにして大破の車両を積載車で搬送出来るかということを考えていました。

市販の補助器具を何度か購入しましたが、数回使用しては壊れていたので、自作しながら改良をして現在の形になりました。

今回、経営革新計画の承認を受けたことで、当社のこれからの事業計画について整理することもできました。

当事業計画の目標達成ができるように、日々研鑽を積み、皆様から必要とされる企業であり続けることを目指します。今後ますますのご支援を賜りますようお願い申し上げます。

中央会から

◎経営革新計画の承認を受けることにより企業の信用力が向上するとともに、経営目標の明確化や社員の意識変革につながる事が期待されます。

変化の激しい経済社会に対応できる「筋肉質な企業」になるためのきっかけに、経営革新支援制度を是非ご活用下さい。

経営革新に係るご相談は、本会経営支援部までお願いいたします。

(043-306-3200)



企業プロフィール

団体名：千葉県自動車整備商工組合
 企業名：株式会社吉井自動車工業
 代表者：吉井 康雄
 所在地：千葉市若葉区若松町2217-4
 電話番号：043-231-0201
 資本金：1,000千円
 従業員数：15名
 業種：自動車整備事業
 E-mail：info@yoshii-j.com
 URL：http://www.yoshii-j.com/
 承認年月日：平成24年3月29日
 支援機関：千葉県中小企業団体中央会

情報連絡員報告を中心とした

県内の中小企業動向

平成25年4月期

情報連絡員50名 回答数50名

全体概要 【前月からの動き】

※下記の数字は情報連絡員からの回答数を表します。
 (「好転(上昇、増加)」、「不変」、「減少(悪化、低下)」の3択回答のうち、「不変」を除く「好転」又は「減少」の回答数)

前月比

- ▶製造業では、売上高において「増加した」業種は10から5に減少。「減少した」業種は4から5に増加。
- ▶非製造業では、売上高において「増加した」業種は20から9に減少。「減少した」業種は3から16に増加。
- ▶業界の景況では、「好転した」業種は11から6に減少。「悪化した」業種は5から12に増加。

前年同月比

- ▶製造業では、売上高において「増加した」業種は7から4に減少。「減少した」業種は6から5に減少。
- ▶非製造業では、売上高において「増加した」業種は8から9に増加。「減少した」業種は10から12に増加。
- ▶業界の景況では、「好転した」業種は10から9に減少。「悪化した」業種は11から10に減少。

製造業

漬物製造

売上高のみ増加した。

【県内全域】

豆腐製造

若干の値上げ交渉が成立した。

【県内全域】

酒類製造

飲食店向けの販売が低迷。燃料・

【県内全域】

資材・米価等コストアップを価格に吸収できない。

牛乳小売

全般的に景況は良くない。

【県内全域】

製材

アベノミックスの影響はいまだ感じられない。木材、建材の値上がりが増えてきた。

【県内全域】

製材

米材の輸入原木は中止され、半製品での輸入が定着。輸入原木の千葉港から木更津港へのシフトが進められている。

【木更津】

印刷

4月の受注売上は、3月と比較し悪化した模様。民間に需要回復の兆しとメディアが伝えているが、

【県内全域】

好況感が一番最後に届く印刷業界にはまだ実感がなく、官需・民需共に冷え込んだままの状態。

電気鍍金

幾分景気は上向きになってきたようだが、原材料(輸入品が多い

【県内全域】

ため)値上がりの傾向。日当たりの良い企業と日陰の企業がある。

鉄工

「景況感」「受注動向」「販売推移」等において、若干好転が見受けられるが、全体として大差はなく、各社にとって依然として低レベルでの推移が続いている。

【千葉】

機械部品製造

資材、ガソリン等値上げの状況にあり、収益圧迫の様相。円安株高で資材値上げ状況が心配。

【野田】

機械部品製造

前月と大きく変化はない。円安により原油価格が値上がりし、資材、原材料、輸送コストが上昇しているため、負担が大きい。

【流山】

機械部品製造

前月同様、全体的に低調。稼働日が少ない点も影響あり。

【柏】

金属製品製造

仕事量は増加傾向となってくる状況。効率化が追いついていない。業種によつては受注が増加。

【船橋】

採石

景気対策における港湾関係事業については6月後半以降の発注が見込まれ、当分は低空状態。

【県内全域】

土砂採取

特に変化がないとの回答が多い

【県内全域】

中、景気の回復基調等から洗砂、山砂の出荷量が増加し、在庫数の減少が当分続く傾向にあるとの報告もある。また、4月から価格改定をお願いしているところや円高による燃料や原材料の価格上昇から商品の販売価格に転嫁する傾向にあるとの報告も一部ある。

非製造業

【総合卸売】 【千葉県・東京都】
燃料費が高止まり、前年同期に比べ輸送コストの負担が増加している。

【事務機器卸】 年度末を超え、売上一段落状況。5月以降は販売先からの業況回復から代替え等の受注がやや増加するものと見ている。

【食肉卸売】 【千葉市他】
出荷頭数が減少していることから、枝肉価格は先月に続き好転。

【建築材料卸売】 【県内全域】
実需に変化は感じられない。現在、出荷好調な千葉西部地区でも上半期で息切れ懸念。通年では千葉は全般的には横ばいから減少気配。円安による原燃料並びに輸送費コストアップ要因もあり、値上げ必至だが動きは鈍い。

【自動車解体】 【県内全域】
円安傾向は続いているが、スク

ラップ価格は反落。為替の影響は大きく、先行きについての不安感がある。

【乾物卸売】 【県内全域】
小売に少し明るい兆しが見え始めている。

【小売】 【茂原】
アベノミクスの影響も徐々にではあるが外房地区にも反映されつつある。4月27日に圏央道が開通。交通の便は良くなったものの、商売への影響はいかなるものか。

【小売】 【柏】
アベノミクスへの期待感はあるものの全体的に好調とはいえない。

【電気機器小売】 【県内全域】
3月に引き続き4月も大変厳しい。先月よりも商品の動きがないますます悪くなる気がする。

【青果小売】 【千葉】
天候が安定せず寒い日が多かった為、入荷が不安定となり価格が下がらず収益確保が難しかった。

【中古車仕入・販売】 【県内全域】
相場も弱くなっているものの、タマ不足も手伝って、成約は高水準で推移。

低価格車のニーズは依然高く、活発な応札が続いている。円安効果で輸出向けの特定車種が急騰。

【小売】 【東金】
全般的に購買力が落ちている状況。百貨店等では高額品も動きがあるようだが、その辺の動きがない。

【小売】 【野田】
食品関係も気候の影響で商品の値段が高くなってきている。ファッション、サービス関連は若干の動きがあった。

【小売・サービス】 【小売】
春物衣料の売上は好調であったが、全体の売上は前年を確保するにとどまった。

【小売・サービス】 【柏】
好感感はまったく感じられない。食品関連店では卸価格の上昇による価格変更も苦慮しているとのこと。対抗店の価格を見ながら検討している。デパートでは、高額商品が好評とアナウンスされているが、全く感じられない。

【建設揚重】 【県内全域】
3月の好調が継続すると見ているが、4月に入り下降。地域により程度差があるが、5月中旬からの石油プラントの定修に期待。

【遊覧船】 【鴨川】
少しずつ良くなってきた。

一般廃棄物処理

【千葉】
先月の繁忙期を比べると状況は思わしくないが、昨年4月は例年に比べて厳しい月であったことを考えると、今年は通常の4月の状況に回復。良い傾向だと思われる。

【学習塾】 【県内全域】
塾の形態により差が出つつある。特に情報技術の進歩による変化。その点で、通信添削大手(ベネッセ、学研、Z会など)のシェアが拡大しつつある。通塾にするか、それとも自宅での通信添削にするか。5年後には大きな変動が起きているかもしれない。

【ソフトウエア】 【県内全域】
多少好転していると感じられる。

【水道管工事】 【県内全域】
昨年度の組合員受注の公共工事(県水道局発注配水管工事)累計、前年対比118.6%アップ。

【建設】 【県内全域】
4月の受注高は、例年より激減。約60億の減であった。

【貨物運送】 【野田】
燃料の値上がり等で苦しくなる一方。

【輸出入】 【県内全域】
前月に続き、売上が上昇機運になり、前月比、前年同月比とも良くなる傾向である。

商店街
若手リーダー
養成講座

第16期「ふさの国 商い未来塾」

魅力ある“まちづくり”を目指す方、ぜひ奮ってご参加下さい!!

受講対象者

商店街の若手商業者・後継者、商業を通じて地域活性化に取り組む意欲のある方

受講期間

平成25年7月～11月（全10回）予定

講座内容

全国各地で活躍している商店街やまちづくりのリーダー、商い未来塾OB等を迎え、実践的リーダー論、イベント手法等について学ぶとともに、県内外の先進商店街への視察などにより具体的なマネジメント技法を習得します。

～第16期の講座から～

「これからのまちづくりに必要な視点と取り組み」、「地域消費者に愛される商店街を目指して」、「一店逸品運動による個店の魅力向上策について」、「商店街のソフト事業の進め方」、「得するまちのゼミナール“まちゼミ”とは?」、「100円商店街とは?」など

募集人数

30名程度（定員になり次第締切とさせていただきます）

受講料

無料（視察研修及び交流会等に係る費用は実費負担）



申込み・問合せ先

千葉県中小企業団体中央会 商業連携支援部（担当：鷲崎）
TEL：043-306-3284 FAX：043-227-0566

卸売業、小売業、サービス業の個人事業者、中小法人の皆さまへ

商業・サービス業・農林水産業活性化税制

特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額の特別控除

税制措置の対象となる「中小企業者等」の設備投資を応援する特別な税制措置です。

例えば・・・
こんな設備投資が
対象です

- 新しい商品を販売するため、陳列棚を入れる
- レジスターを入れ替える
- 古くなった看板など店の外装をきれいにする etc.

この制度を
使えば

設備を使い始めた年度の減価償却費を増やす（30%特別償却）か、税額の控除（7%）を受けることができます。

その結果・・・
納税額が
少なくなります

◎設備投資をお考えの方は、本会又は最寄りの経営革新等支援機関にご相談下さい。

新卒未就職者人材育成事業

～若年者の雇用をお考えの皆様、是非ご検討ください～

この事業は、学校を卒業後も就職が決まらない若年者に、社会人としての基礎研修と、県内企業での職場実習により、若年者の正規雇用を目指すプログラムです。

企業の皆様へ

県では、本事業での実習先として新卒未就職者を受け入れていただける企業を募集しています。

【実習先企業の要件】

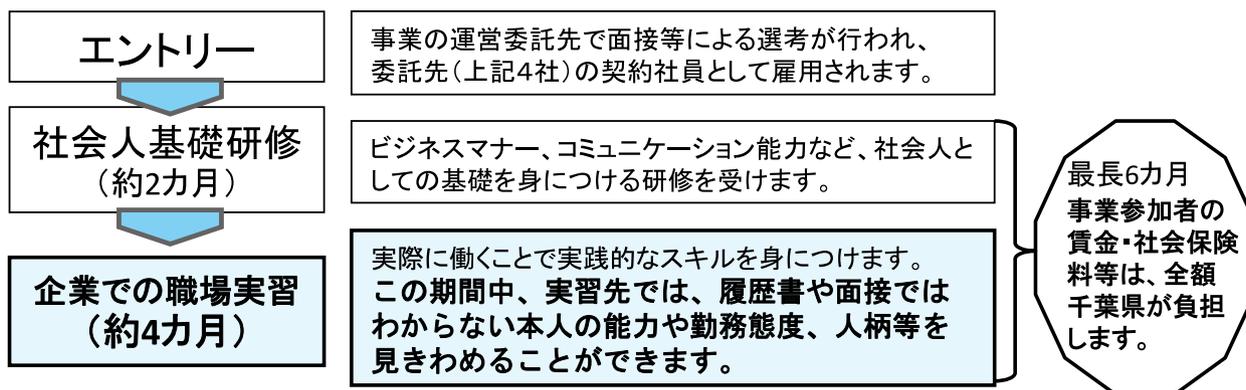
- 1 千葉県内に事業所等があること。
- 2 事業終了後も原則正社員として新卒未就職者を継続雇用する予定があること。

【申し込み・お問合わせ先】(50音順)

この事業は、右記民間事業者4社に事業運営を委託して実施しています。

- | | |
|----------------|-----------------|
| ○株式会社インテリジェンス | 電話 043-202-2171 |
| ○株式会社パソナ | 電話 043-226-1795 |
| ○マンパワーグループ株式会社 | 電話 043-238-2901 |
| ○ランスタッド株式会社 | 電話 0120-567-780 |

◎ プログラムの流れ ◎



実習終了後、実習先企業と事業参加者の合意により、雇用関係が結ばれます。

本事業では、若年者の安定雇用確保のため、実習終了後に正社員として雇用していただける予定のある企業様に受け入れをお願いしております。

過去の事業の実績

平成22年度から24年度第1期事業

- 参加者 1,193名
- 就職決定者 819名
- うち実習先に就職した者:566名

平成25年度も実施します

募集人数 280名(4社計)

- 基礎研修 3月29日から開始
- 職場実習期間 6月頃から開始、9月30日まで
(この期間、実習受け入れをお願いします)

詳細は、千葉県雇用労働課 若年者就労支援班 電話 043-223-2745 または
千葉県雇用労働課ホームページ <http://www.pref.chiba.lg.jp/koyou/wakamono/sinsotu.html> まで

千葉県中小企業団体中央会 第57回通常総会

本会は5月24日、ホテルポートプラザちばにおいて第57回通常総会を開催した。

議事は、①平成24年度事業報告書及び決算報告書（財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案）の承認について ②平成25年度事業計画（案）及び収支予算（案）並びに会費の賦課徴収方法の決定について ③常勤役員報酬の決定について ④借入金残高の最高限度決定について ⑤任期満了に伴う役員改選についてが上程され、慎重審議の結果、いずれも原案通り承認可決した。

なお、役員改選に伴う新執行部は次のとおり決定した。

▽会長 坂戸誠一（千葉鉄工業団地協）▽副会長 高橋啓治（流山工業団地協）▽中村秀朗（協東金ショップピングセンター）▽日暮秀一（千葉県印刷工業組合）▽平栄三（船橋青果卸売協）▽専務理事 藤原誠（常勤）▽常務理事 大熊一行（常勤）。

平成25年度情報連絡員を委嘱

本会では県下の中小企業の動向、

問題点、要望等を的確に把握するため、本年度は次の50名（敬称略：順不同）を情報連絡員に委嘱した。毎月提出される調査報告は本誌に掲載（抜粋）される他、関東財務局千葉財務事務所、千葉県、全国中央会に報告され、施策立案等の参考にされている。

※印の方は景況調査員を兼務。

製造業

【食料品製造業】▽山岡春夫（千葉県醤油工業協理事務長）▽辻村省吾（千葉県漬物工業協理事務長）▽宇佐見順（千葉県豆腐商工組合専務理事）▽小倉次郎（千葉県製麺工業協理事務局長）▽※高橋東（千葉県牛乳商業組合理事務長）

【繊維・同製品製造業】▽藤間健史（千葉県テントシート工業組合理事務長）

【木材・木製品製造業】▽矢崎康男（船橋木材工業協代表理事）▽島津善郎（木更津木材港団地協事務局長）

【印刷業】▽※日暮秀一（千葉県印刷工業組合理事務長）

【窯業・土石製品】▽每熊厚夫（千葉県西部生コンクリート協専務理事）

【鉄鋼・金属製造業】▽※金子淑彦（千葉県鍍金工業組合事務局長）

非製造業

▽長沢啓司（千葉県鉄工業団地協専務理事）▽八重樫良一（野田工業団地協事務局長）▽長橋敏男（流山工業団地協事務局長）▽※藤井秀美（柏工業団地協代表理事）▽澤村潔（ふなばしインタックス協事務局長）▽中村晃（船橋機械金属工業協専務理事兼事務局長）

【鉱業・採石業】▽金木庸一（千葉県採石事業協事務局長）▽並木章（千葉県土砂事業協連）事務局長

【卸売業】▽金子英昌（船橋総合卸商業団地協事務局長）▽石井利男（県南畜産処理事業協所長）▽※深山貴道（千葉県資源リサイクル事業協連事務局長）▽平井正樹（千葉県セメント卸協専務理事）▽酒井康雄（千葉県自動車解体業協理事務長）▽飯塚真一（千葉県海苔問屋協理事務長）▽今関義彦（茂原卸商業団地協理事務長）

【小売業】▽※海保洋司（柏駅前第一商業協事務局長）▽※吉場義友（千葉県電機商業組合理事務長補佐官）▽上野宏幸（千葉県果商業協理事務長）▽関孝之（千葉県中古自動車販売商工組合専務理事）▽家村古隆（協東金ショップピングセンター事務局長）▽堺滋基（協野田

ショップピングセンター事務局長）

▽正司進（千葉県青果商業協連）代表理事

【商店街】▽吉田俊夫（協光ヶ丘商店会理事務長）

【サービス業】▽武井英一（千葉県自動車整備商工組合総務課長）▽小溝明（柏市自動車協事務局長）

▽※渡辺和俊（千葉県クレーン建設重機協事務局長）▽稲葉靖（小湊旅館業協理事務長）▽広瀬捷征（小湊の浦遊覧船協業）事務局長

▽※平井亜里（千葉市廃棄物リサイクル事業協事務局長）▽皆倉宣之（千葉県学習塾協理事務長）▽伊藤克義（千葉県測量設計補償協専務理事）▽寺崎浩一（千葉県ビルメンテナンス協総務課長）▽※古山明（協シー・ソフトウェア）前副理事務長

【建設業】▽田野正広（千葉県水道管工事協事務局長）▽海保智行（千葉県建設業協連）常務理事

▽※鹿野新一郎（浦安建設協代表理事）▽※山中則子（協千葉電設協会事務局長）

【運輸業】▽石川雅浩（協システムネット北千葉専務理事）

【貿易業】▽檜貝孝二郎（千葉県貿易協常務理事）

▽易協常務理事）

▽易協常務理事）

千葉労働局からのお知らせ
労働保険料の申告・納付は、
お早めに
(期間は6/1~7/10まで)

【事業主の皆さまへ】

年度更新の手続きは、平成24年度の概算保険料を精算する「確定申告」と平成25年度の見込み保険料(概算保険料)を申告するものです。

申告・納付は、最寄りの金融機関を通じてお早めに手続して下さい。保険料の納付は、申請により口座振替が可能です。

労働保険、年度更新に関してご不明な点がありましたら、千葉労働局労働保険徴収課までお問い合わせ下さい。

(☎043・221・4317)

◎詳しくは、厚生労働省HPの「年度更新」、「口座振替」に関するお知らせページからもご確認いただけます。

ちばエネルギーエコ宣言事業者登録制度が創設されました

【制度の目的】

千葉県が省エネルギー対策や再

生可能エネルギーの導入等に積極的に取り組む事業所を「ちばエネルギーエコ宣言事業所」として登録し、その取組を広く紹介することを目的としています。

※事業者が製造する製品やサービス自体を千葉県が認定するものではありません。

【登録事業所募集】

県内にある本社、支店などの事業所において、省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入を既に実施している、又はこれから実施する予定の事業者の皆様を対象に「ちばエネルギーエコ宣言事業所」への登録を募集しております。

【第1回募集期間】

平成25年4月1日~9月30日(当日消印有効。第2回目以降の募集期間は千葉県HPにおいてお知らせします。)

【応募先・問合せ先】

千葉県環境生活部環境政策課温暖化対策推進班

(☎043・223・4139)

県内で自動車を30台以上使用している場合の届出について

【提出する報告書等の確認】

▼千葉県内で自動車※を30台以上使用している場合、千葉県環境保全条例に基づく①自動車環境管理計画書(未提出の場合)、②自動車環境管理実績報告書(毎年提出)、③自動車環境管理者選任(解任)届出書の提出が必要です。

県内で使用する自動車とは、自動車検査証上で「使用の本拠の位置」が千葉県内である自動車です。提出は法人単位であり営業所や支社の単位ではありませんので、ご留意願います。

また、千葉県内のNOx・PM対策地域内(県北西部の16市)で自動車を30台以上使用している場合は、別途①自動車使用管理計画書(未提出の場合)、②自動車使用管理状況報告書(毎年提出)の提出が必要です。

※軽自動車、二輪車、被けん引車及び特殊自動車は除きます。

▼その他、千葉県内で使用する自動車が30台未満になった場合は、「特定事業者非該当届」の提出をお願いしております。30台未満になった場合は、ご連絡をお願いします。(注)従前より30台未満であり、届出対象ではない場合は提出の必要はありません。

【様式の入手方法】

▼千葉県環境生活部大気保全課のHPよりダウンロードして下さい。インターネットを利用できない場合は、千葉県大気保全課自動車公害監視指導班(☎043・223・3557)にご連絡願います。

【報告書等の提出】

▼電子申請：ちば電子申請サービス(千葉県庁HP「オンラインサービス」から「電子申請サービス」)
▼持参：提出部数2部。
▼郵送：提出部数2部。内1部は受領印を押して返却しますので、規定料金分の切手を貼付した返信用封筒を同封して下さい。

〒260・8667
千葉県千葉市中央区市場町1・1
千葉県環境生活部大気保全課自動車公害監視指導班

【平成24年度実績の報告期限】
▼上記「自動車環境管理実績報告書」及び「自動車使用管理状況報告書」の提出は、平成25年7月1日までとなっております。

◎詳しくは、千葉県環境生活部大気保全課自動車公害監視指導班までお問い合わせ下さい。

(☎043・223・3557)